

ハーケンハイム川口短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会（以下「事業者」という。）が開設する「ハーケンハイム川口短期入所生活介護」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、適正な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業者の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ハーケンハイム川口短期入所生活介護

(2) 所在地 川口市上青木 6-14-10

(3) 利用定員 33人【単独型】

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

医師 1人

医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護従業者 1人以上

看護従業者は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護従業者 10人以上

介護従業者は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

栄養士 1人以上

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

調理員 1人以上

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間(問合せ受付時間) 毎日8時30分から17時30分

(短期入所生活介護等の内容)

第6条 短期入所生活介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものとする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- (3) 相当期間(概ね連続する4日以上)にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料は、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に掲げる利用料のほか、事業の提供に当たり、滞在費、食費、その他通常必要となる日常生活

上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

なお、上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（又は記名押印）を受けることとする。

(1) 滞在費 個室 1日あたり2,500円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

利用者負担第1段階 1日あたり380円

利用者負担第2段階 1日あたり480円

利用者負担第3段階① 1日あたり880円

利用者負担第3段階② 1日あたり880円

(2) 食費 1日あたり1,890円（朝食530円、昼食750円、夕食610円）

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

利用者負担第1段階 1日あたり300円

利用者負担第2段階 1日あたり600円

利用者負担第3段階① 1日あたり1000円

利用者負担第3段階② 1日あたり1300円

(3) 理美容代 実費

(4) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

(5) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。（体調不良等の場合は除く）

キャンセル料の額 : 2,000円

(通常の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、川口市、蕨市、戸田市、さいたま市緑区の区域とする。

但し、利用者の個別の事情により通常を送迎の実施地域以外へ送迎を行う場合は、実施区域から起算して要した距離数(km)に50円を乗じた額を請求する。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 10 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 利用者に対する短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員に連絡を行うとともに、市の報告基準に従い報告等の必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 15 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月16日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。